

## 仕様書

### 1 対象施設

京都市環境政策局山科まち美化事務所

### 2 業務内容

消防法第17条の3の3に定める点検の実施（総合点検）

### 3 履行期限

令和7年3月19日（木）

### 4 消防用設備一覧

| 設備名      | 機器名             | 数量  | 備考 |
|----------|-----------------|-----|----|
| 自動火災報知設備 | 複合盤             | 1台  |    |
|          | 差動式スポット型感知器     | 70個 |    |
|          | 定温式スポット型感知器     | 12個 |    |
|          | イオン化式スポット型感知器   | 1個  |    |
|          | 光電式スポット型感知器     | 1個  |    |
|          | 発信機             | 6台  |    |
|          | 表示灯             | 6台  |    |
|          | 地区音響装置          | 6個  |    |
|          | 常用電源            | 1式  |    |
|          | 非常用電源           | 1式  |    |
|          | 配線点検            | 1式  |    |
| 消火器具     | 外形・機能点検<br>放出試験 | 23本 |    |

### 5 用具等

点検に用いる機材・用具等は、原則として受託者の負担とする。ただし、点検の実施に伴い必要となる光熱水費については、本市の負担とする。

### 6 資格等

消防法施行令第36条より、点検については消防設備士又は消防設備点検資格を有する者が行うこと。

### 7 その他

点検作業完了後、点検の結果についての報告書を作成し、本市に提出すること。

消防署提出用の報告書（消防用設備等点検結果報告書）を作成し、**消防署に提出すること。**

本市に提出する報告書の様式は、受託者の任意のものでよいこととする。